

関東信越税理士会
熊谷支部6月例会次第

日時 令和3年6月17日(水)
午後1時20分～
場所 ホテルガーデンパレス

1. 会務報告

- | | | | | |
|-----|----------|-------------|---|------------|
| (1) | 5月12日(水) | 例会・署との協議会 | 於 | ホテルガーデンパレス |
| (2) | 5月12日(水) | 研修会 | 於 | ホテルガーデンパレス |
| (3) | 5月12日(水) | 支部監事監査会 | 於 | 支部事務局 |
| (4) | 5月12日(水) | 支部予算編成会議 | 於 | 支部事務局 |
| (5) | 5月17日(月) | 支部第1回理事会 | 於 | ホテルガーデンパレス |
| (6) | 6月1日(火) | 正副支部長・地域長会議 | 於 | 支部事務局 |
| (7) | 6月1日(火) | 署との協議会 | 於 | 熊谷税務署 |

2. 会務予定及び連絡事項

- (1) 総務部会
日時 6月17日(木)午後12時00分～
場所 ホテルガーデンパレス
- (2) 例会・署との協議会
日時 6月17日(木)午後1時20分～3時20分
場所 ホテルガーデンパレス
- (3) 第41回支部定期総会
日時 6月17日(木)午後3時30分～5時00分
場所 ホテルガーデンパレス
- (4) 関東信越税理士会第70回定期総会
日時 6月18日(金)午後1時30分～
場所 パレスホテル大宮
- (5) 関東信越税理士会埼玉県支部連合会第67回定期総会
日時 7月15日(木)午後1時30分～
場所 パレスホテル大宮
- (6) 正副支部長・地域長会議
日時 8月5日(木)午後2時30分～
場所 支部事務局
- (7) 熊谷税務署との協議会
日時 8月5日(木)午後4時00分～
場所 熊谷税務署

3. その他の協議報告事項

4. 熊谷支部各部会連絡事項・関連組織連絡事項

事務所移転

村田克也 〒360-0012
熊谷市上之3023-3
TEL 501-5001 FAX 501-7080

森嶋秀人 〒360-0216
熊谷市西野543-2 西野貸事務所2階
TEL 501-7224 FAX 501-7709

5. 支部会員入会・転入・転出・異動等

熊谷支部現在会員数 162名

6. 次回例会予定

場所 ホテルガーデンパレス
日時 令和3年8月10日(火) 午後2時00分～4時00分 研修会
午後4時00分～4時30分 署との協議会
午後4時30分～5時00分 例会

*バス 午後1時40分 熊谷駅南口

※納涼会は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、中止といたします。

7. 次回研修予定

場所 ホテルガーデンパレス
日時 8月10日(火)午後2時00分～4時00分
内容 「令和3年度 税制改正」
講師 本庄支部 松本純一先生
単位 2単位

*研修資料は後日、支部ホームページに掲載いたしますので、必要なところを各自ダウンロードしてお持ちください。

8. ホームページ

熊谷支部 ユーザー名 kumazei パスワード kuma2012 <http://www.kumazei.or.jp>

県連 ユーザー名 member パスワード skenren3111. ※半角12文字、最後にドット(.)あり

日税連 ユーザー名、パスワード共に taxnz

本会 ユーザー名、パスワード共に kzei0223

税理士協同組合 ユーザー名 zeい パスワード szeikyo3111

* 会員専用ページで上記のパスワードを入力し、ログインして下さい。

*今後の例会日日程を掲載しました。(令和3年6月現在)

9月例会	9月 9日(木)	午前 9時30分～
10月例会	10月 7日(木)	午前 9時30分～
11月例会	11月 8日(月)	午前10時30分～
12月例会	12月 8日(水)	午後 2時00分～
1月例会	1月13日(木)	午前 9時30分～
2月例会	2月 8日(火)	午前10時30分～
3月例会	3月24日(木)	午後 2時00分～

*予定ですので変更になる場合もあります。

e - t a x ・ L - t a x の利用を推進しましょう。

日時 令和3年6月17日(木)
15時～
場所 ホテルガーデンパレス

税理士会熊谷支部と関係機関との協議会

1 支部長あいさつ

2 税務署長あいさつ

3 県税事務所長あいさつ

4 税務署からの連絡事項

- (1) e-Taxのメッセージボックスの利便性向上施策について (総務課)
別添1「【イメージ図】メッセージボックスの利便性向上施策」
別添2「委任関係の登録のための設定方法等」

e-Taxのメッセージボックスの利便性向上を目的に、令和3年5月24日(月)から法人納税者と委任関係のある税理士がe-Tax上で委任関係の登録が可能となっていますので、お知らせいたします。

納税者と税理士が委任関係の登録を行うと、納税者が事前に選択したメッセージ

を「共有」することが可能となり、税理士のメッセージボックスにおいて「共有」されたメッセージを閲覧することができます。

なお、個人納税者については、平成31年1月から、e-Tax上で委任関係の登録が可能となっております。

ただし、個人納税者のメッセージボックスに格納される「確定申告等についてのお知らせ」は、これまでと同様、委任関係を登録した税理士のメッセージボックスにも格納（自動転送）されますが、法人納税者向けのお知らせは委任関係を登録した税理士のメッセージボックスには格納（自動転送）されないため、メッセージ共有を利用していただくこととなります。個人納税者と法人納税者で取扱いに差異がございますので、ご注意ください。

(2) 「源泉所得税及び復興特別所得税の納付期限のお知らせはがき」の発送について
(管理運営部門)

別添3 「源泉所得税及び復興特別所得税の納付期限のお知らせはがき」

イ 発送対象者

納期の特例適用者で次に掲げる者

(イ) 新規に納期の特例の適用を受けることとなった者

(ロ) 直前の2納期分のいずれかに未納、期限後納付又は納税告知のある者

ロ 発送予定日 令和3年6月14日(月)

納期の特例を適用されている源泉徴収義務者のうち、イに記載の対象者に対して、別添3の「源泉所得税及び復興特別所得税の納付期限のお知らせはがき」を、6月14日(月)に発送します。

関与先から照会等がございましたら期限内納付のご指導いただきますようお願いいたします。

(3) 令和3年分所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知について

(管理運営部門)

イ 発送日 令和3年6月15日(火)

ロ 納期限及び振替日

第1期 令和3年8月2日(月)

第2期 令和3年11月30日(金)

令和3年分所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書につきましては、6月15日(火)に発送します。

第1期分、第2期分の納期限は記載のとおりです。振替納税を利用されている方の振替日も同日となりますので、振替口座の残高確認につきまして関与先等にご指導いただきますようお願いいたします。

(4) 閉庁日における電話催告等の実施について

(徴収部門)

関東信越国税局の納税コールセンターでは、以下のとおり、閉庁日における電話催告等を実施いたしますので、顧問先から照会があった場合には電話催告等が実施されていることをご説明いただき、併せて納付や猶予制度についてご指導いただけますようお願いいたします。

イ 対象者

関東信越国税局の納税コールセンターにおいて、消費税及び地方消費税等の納付が期限までに確認できない納税者

ロ 実施日

令和3年6月20日(日)

※ 6月中旬以降、閉庁日に実施する電話催告等の情報が国税庁HPに掲載されます。

ハ その他

国税局及び税務署は、通常、閉庁日(土・日曜日及び祝日等)は執務を行っていませんが、6月20日(日)については、午前8時30分から午後5時までの間、納税コールセンター「納税者専用ダイヤル」で、電話催告等を受けた方からのお問合せをお受けする態勢を整えております。

【納税者専用ダイヤル : 048-740-1500】

(5) 令和3年度 税制改正のあらまし(資産課税関係)について (資産課税部門)
別添リーフレット「個人の方が土地・建物等や株式等を譲渡した場合の
令和3年度税制改正のあらまし」

上記のあらましについては、国税庁HPにも掲載されておりますので参考としてください。

添付書類

- 1 「【イメージ図】メッセージボックスの利便性向上施策」
- 2 「委任関係の登録のための設定方法等」
- 3 「源泉所得税及び復興特別所得税の納付期限のお知らせはがき」

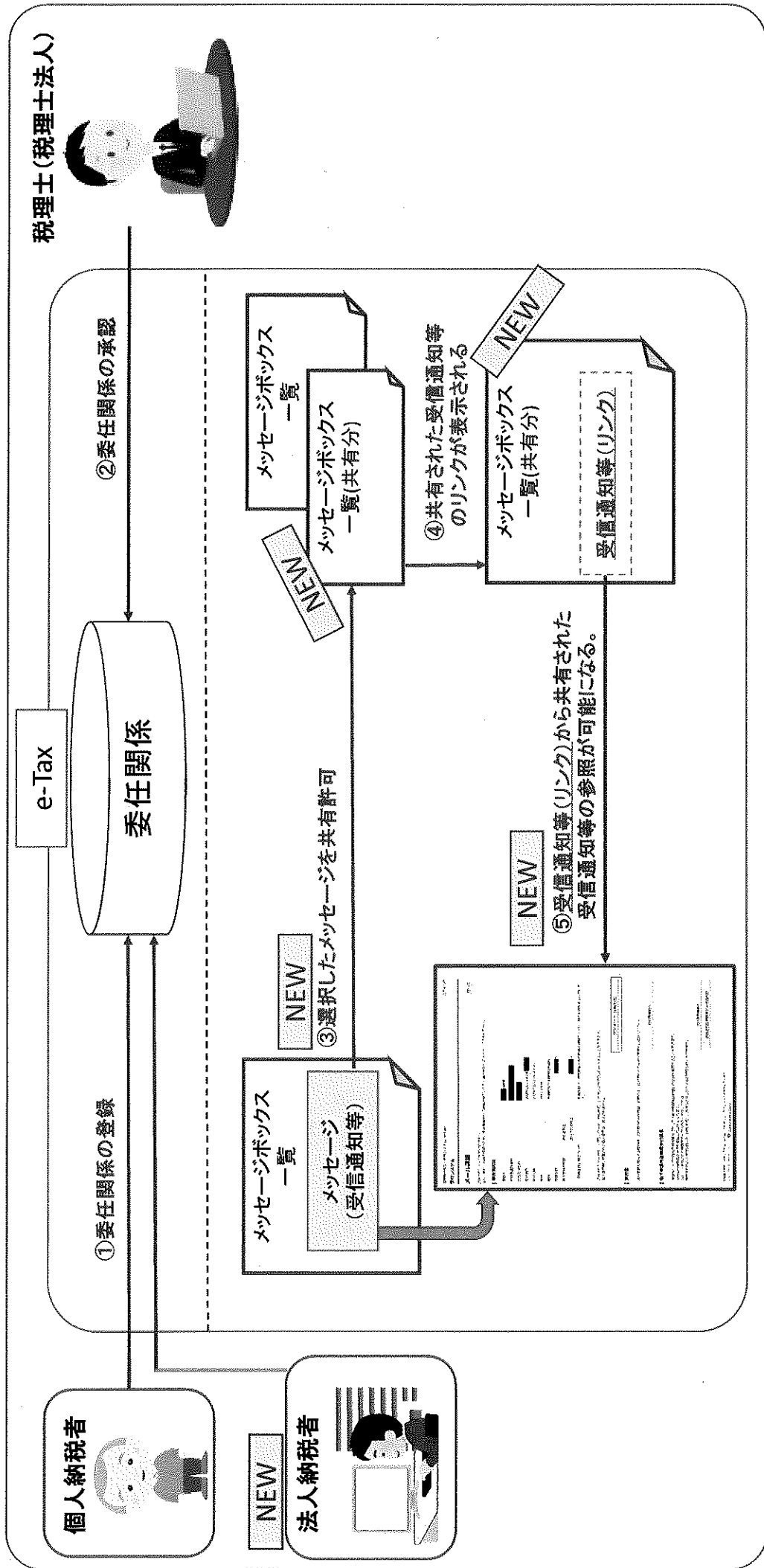
別添リーフレット

「個人の方が土地・建物等や株式等を譲渡した場合の令和3年度税制改正のあらまし」

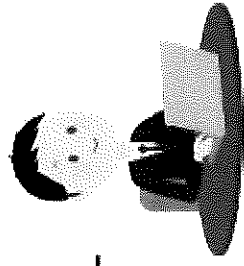
5 県税事務所からの連絡事項

県税事務所別電子申告利用率について

【イメージ図】メッセージボックスの利便性向上施策



税理士(税理士法人)



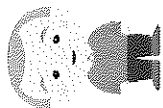
② 委任関係の承認

e-Tax

委任関係

① 委任関係の登録

個人納税者



NEW

法人納税者



NEW

メッセージボックス
一覧

メッセージ
(受信通知等)

③ 選択したメッセージを共有許可

メッセージボックス
一覧

メッセージボックス
一覧(共有分)

④ 共有された受信通知等
のリンクが表示される

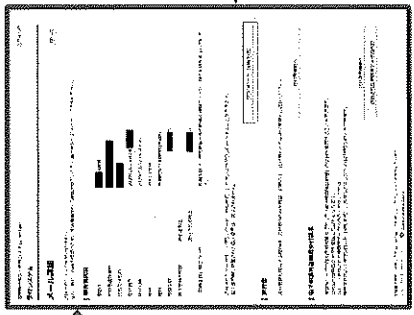
NEW

メッセージボックス
一覧(共有分)

受信通知等(リンク)

NEW

⑤ 受信通知等(リンク)から共有された
受信通知等の参照が可能になる。



メッセージ共有の解除と注意事項

■メッセージ共有の解除について

- 納税者と税理士のメッセージボックスにそれぞれ「共有メッセージ一覧」画面が新設されますので、そこから納税者と税理士いずれからも各メッセージの共有を解除することが可能です。
- 納税者がメッセージボックスから既に共有しているメッセージを削除した場合、当該メッセージは共有解除となり、税理士のメッセージボックスからも閲覧が不可となります。
- 納税者と税理士の委任関係を登録解除した場合、納税者から共有されたメッセージは全て共有解除となり、税理士のメッセージボックスから閲覧が不可となります。

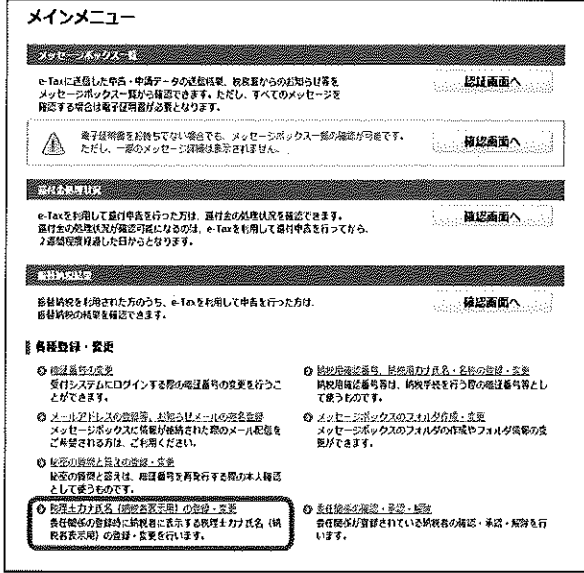
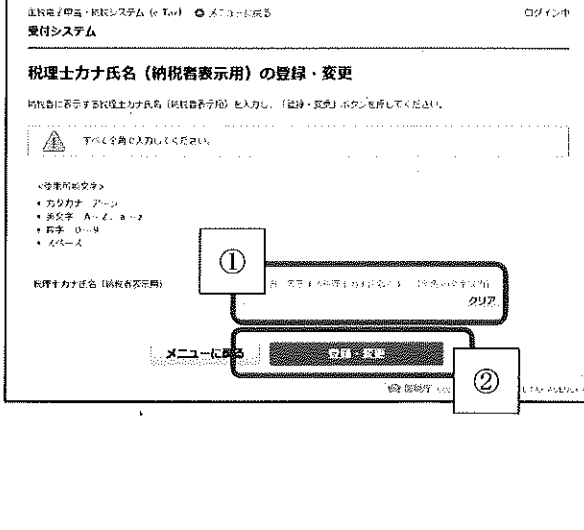
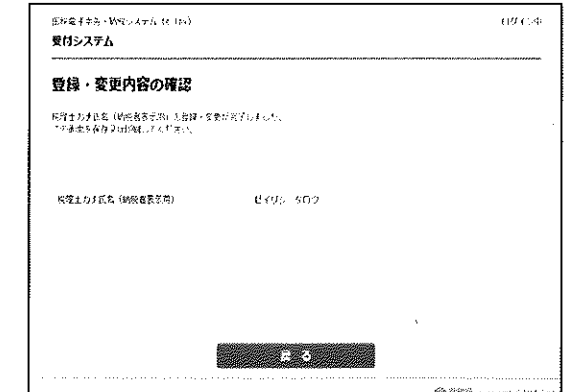
■共有されたメッセージの閲覧時の注意事項

- 共有されたメッセージから税理士が操作を行った場合、税理士ではなく、納税者が行ったものとして取り扱われます。
- 例えば、税理士が共有されたメッセージからダイレクト納付を行った場合は、システム上、納税者本人が行ったものと判定しますので、ご注意ください。

委任関係の登録のための設定方法等

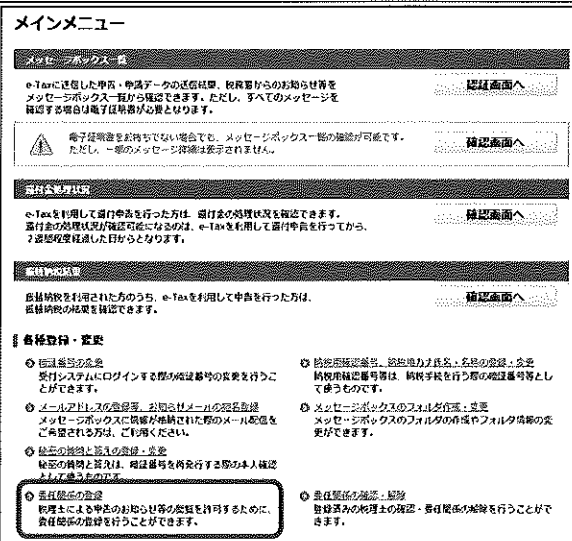
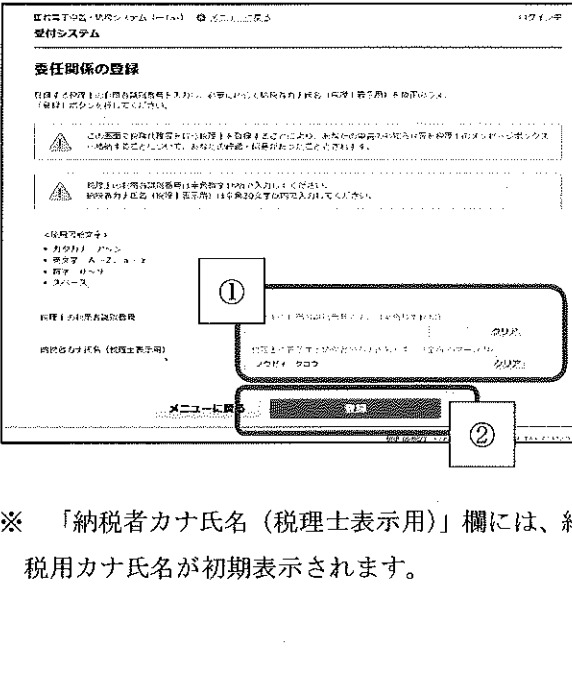
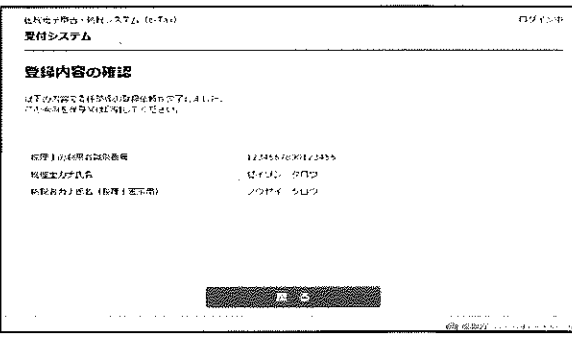
【①税理士が行う作業】

●税理士カナ氏名の登録

No.	画面イメージ	操作方法等
1	 <p>メインメニュー</p> <p>e-Taxにログインした中身・申請データの送信結果、税務署からのお知らせ等をメッセージボックス一覧から確認できます。ただし、すべてのメッセージを確認するには電子証明書が必要となります。</p> <p>電子証明書を有効化していない場合でも、メッセージボックス一部の確認が可能です。ただし、一部のメッセージは確認できません。</p> <p>e-Taxを利用して送信申請を行った方は、届付金の処理状況を確認できます。届付金の処理状況が確認可能なのは、e-Taxを利用して送信申請を行ってから、2週間経過後の日からとなります。</p> <p>各種登録・変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 暗証番号の更新 受付システムにログインする際の暗証番号の変更を行うことができます。 ② 暗証番号の通知、届付金入力、届付金の登録・変更 暗証番号の通知、届付金入力、届付金の登録・変更は、暗証番号を行う際の暗証番号等として行うものです。 ③ メールアドレスの登録、お知らせメールの受信確認 メッセージボックスに情報が保持された際のメールアドレスの登録・変更は、メッセージボックスのフォルダの作成やフォルダ情報の変更が可能です。 ④ 届付金の届出と届出の登録・変更 届出の届出と届出は、暗証番号を再発行する際の本人確認として行うものです。 ⑤ 税理士カナ氏名（納税者表示用）の登録・変更 委任関係の登録時に納税者に表示する税理士カナ氏名（納税者表示用）の登録・変更を行います。 ⑥ 委任関係の登録・変更・届出 委任関係が登録されている納税者の届出・承認・解除を行います。 	<p>税理士が自身の利用者識別番号及び暗証番号で e-Tax にログインします。</p> <p>「メインメニュー」が表示されますので、左下枠内の「税理士カナ氏名（納税者表示用）の登録・変更」をクリックします。</p>
2	 <p>税理士カナ氏名（納税者表示用）の登録・変更</p> <p>納税者に表示する税理士カナ氏名（納税者表示用）を入力し、「登録・変更」ボタンを押してください。</p> <p>すべてを再入力してください。</p> <p>＜標準的な文字＞ ・カタカナ フリー ・英数字 A-Z、a-z ・数字 0-9 ・ハイフン</p> <p>税理士カナ氏名（納税者表示用）</p> <p>①</p> <p>クリア</p> <p>登録・変更</p> <p>②</p>	<p>「税理士カナ氏名（納税者表示用）の登録・変更」が表示されます。</p> <p>① 「税理士カナ氏名（納税者表示用）」欄に納税者に表示する税理士カナ氏名を入力します。</p> <p>② 入力内容に誤りがないか確認した上で、「登録・変更」ボタンをクリックします。</p> <p>※ 転送設定において納税者に表示するためだけに使用するため、屋号等分かりやすい名称を使用しても問題ありません。</p>
3	 <p>登録・変更内容の確認</p> <p>税理士カナ氏名（納税者表示用）の登録・変更が完了しました。 ※ 確定申告書の提出は、まだ行っていません。</p> <p>税理士カナ氏名（納税者表示用） 0100-5000</p> <p>戻る</p>	<p>「登録・変更内容の確認」が表示され、上記2の登録・変更内容が表示されます。</p> <p>なお、入力内容に誤りがあった場合には、上記1から税理士カナ氏名の変更を行ってください。</p> <p>※ 税理士カナ氏名を登録しないと、納税者が行う作業が行えませんが、忘れずに登録してください。</p>

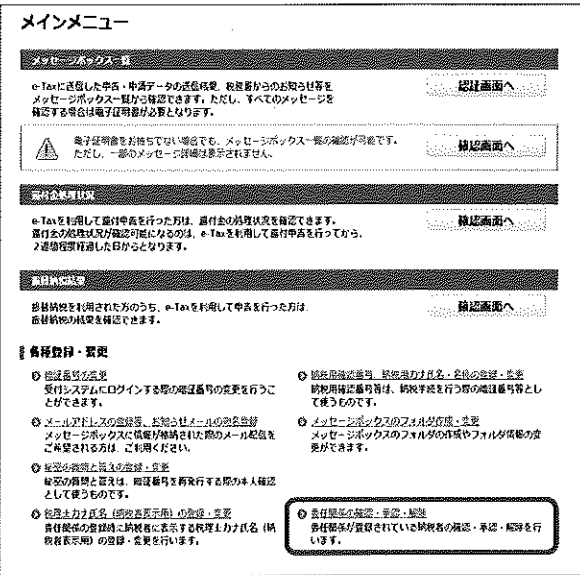
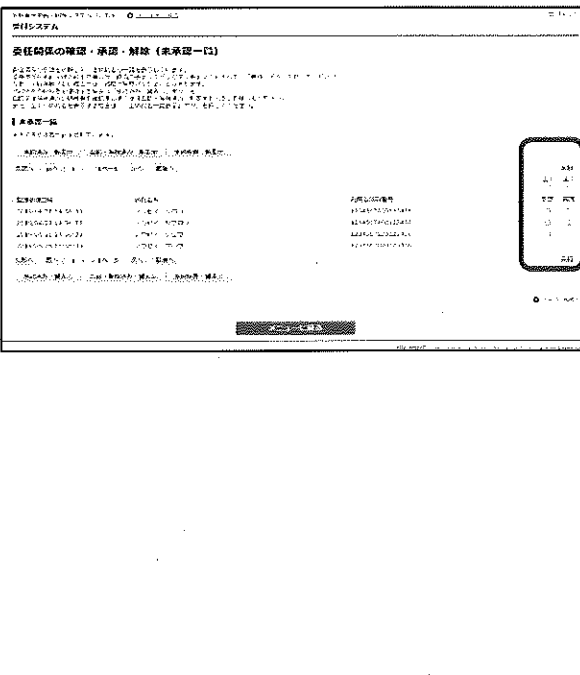
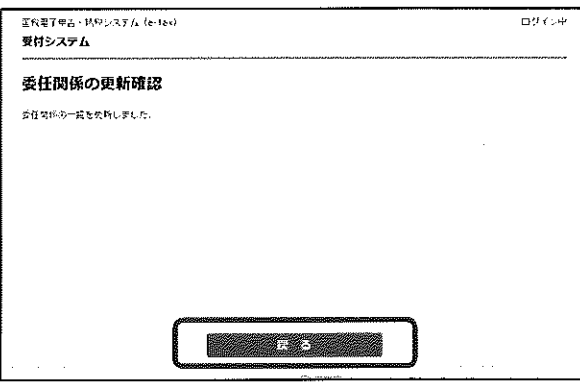
【②納税者が行う作業】

●税理士の利用者識別番号の登録

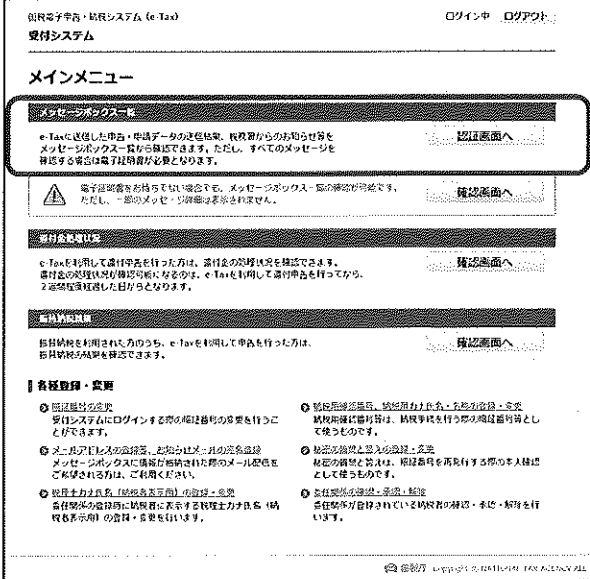
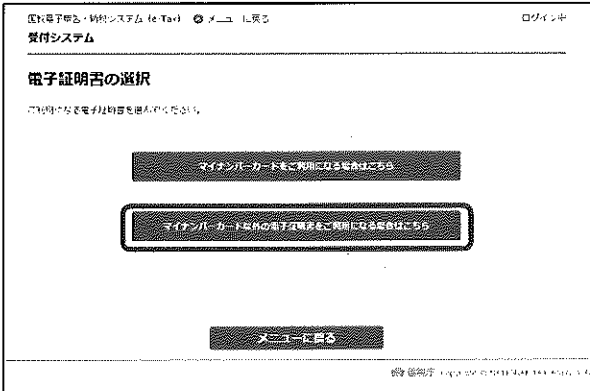
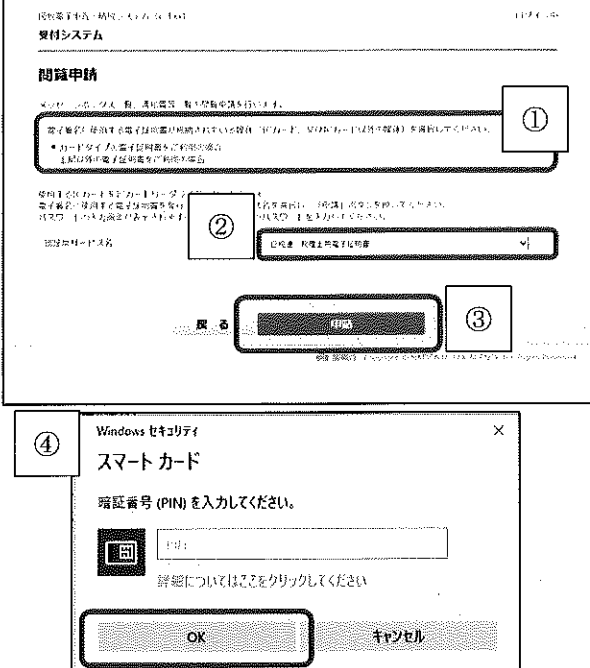
No.	画面イメージ	操作方法等
1	 <p>メインメニュー</p> <p>メッセージボックスへ</p> <p>e-Taxに送信した申告・申請データの送信状況、税務署からのお知らせ等をメッセージボックス一括から確認できます。ただし、すべてのメッセージを確認する場合は電子送付通知が必要となります。</p> <p>電子送付通知を既読していない場合でも、メッセージボックス一括の確認が可能です。ただし、一部のメッセージ送付通知は表示されません。</p> <p>確定申告状況</p> <p>e-Taxを利用して確定申告を行った方は、確定申告の処理状況を確認できます。確定申告の処理状況を確認可能なのは、e-Taxを利用して確定申告を行ったから、2週間程度経過した日となります。</p> <p>確定申告状況</p> <p>確定申告を利用された方のうち、e-Taxを利用して申告を行った方は、確定申告の処理状況を確認できます。</p> <p>各種登録・変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 委任関係の登録 税理士による申告のお知らせ等の発信を許可するために、委任関係の登録を行うことができます。 ② 納税者識別番号 この画面で「納税者識別番号」欄に入力した内容を確認できます。入力内容に誤りがないか確認の上、「登録」ボタンをクリックします。 ③ 入力内容の確認 入力内容に誤りがあった場合には、エラーメッセージが表示されます。 	<p>納税者が自身の利用者識別番号及び暗証番号で e-Tax にログインします。</p> <p>「メインメニュー」が表示されますので、左下枠内の「委任関係の登録」をクリックします。</p> <p>※ マイナンバーカード方式で e-Tax にログインした場合も、操作方法は同様です。</p>
2	 <p>委任関係の登録</p> <p>① 「納税者カナ氏名 (税理士表示用)」欄には、納税者カナ氏名が初期表示されます。</p> <p>② 「登録」ボタンをクリックします。</p>	<p>「委任関係の登録」が表示されますので、</p> <p>① 「税理士の利用者識別番号」欄に委任関係がある税理士の利用者識別番号を、「納税者カナ氏名 (税理士表示用)」欄に納税者のカナ氏名を入力します。</p> <p>② 入力内容に誤りがないか確認した上で、「登録」ボタンをクリックします。</p> <p>なお、「登録」ボタンをクリックすると、登録した委任関係がある税理士の e-Tax のメッセージボックスに「委任関係の登録依頼通知」が格納されます。</p>
3	 <p>登録内容の確認</p> <p>税理士の利用者識別番号: 12345678901234567890</p> <p>税理士カナ氏名: 田中 一郎</p> <p>納税者カナ氏名 (税理士表示用): 山田 太郎</p>	<p>「登録内容の確認」が表示され、上記 2 の登録内容が表示されます。</p> <p>※ 入力内容に誤りがあった場合には、エラーメッセージが表示されます。</p>

【③税理士が行う作業】

●委任関係の承認

No.	画面イメージ	操作方法等																									
1	 <p>メインメニュー</p> <p>e-Taxにログインした申告・申請データの送信履歴、税金額からのお知らせ等をメッセージボックス一覧から確認できます。ただし、すべてのメッセージを確認する場合は電子証明書が必要となります。</p> <p>電子証明書をお持ちでない場合でも、メッセージボックス一覧の確認が可能です。ただし、一部のメッセージは承認はできません。</p> <p>e-Taxを利用して送信申告を行った方は、届出金の処理状況を確認できます。届出金の処理状況/承認/拒否となるのは、e-Taxを利用して送信申告を行ってから、2週間程度経過した日からとなります。</p> <p>各種資料・状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 送信履歴の確認 受信システムにログインする際の認証番号の変更を行うことができます。 ② モバイルアプリの登録等、お知らせメールの配信登録 メッセージボックスに配信が滞り続いた際のメール配信をご希望される方は、ご利用ください。 ③ 届出金の承認/拒否の登録/変更 届出金の届出と届受は、届出番号を再発行する際の本人確認として使われます。 ④ 税金入力済名 (届出表示用) の登録/変更 届出情報の登録時に納税者に表示する税理士/法人名 (届出表示用) の登録/変更を行います。 ⑤ 届出関係の確認/承認/拒否 届出関係が登録されている納税者の確認・承認・解除を行います。 	<p>税理士が自身の利用者識別番号及び暗証番号で e-Tax にログインします。</p> <p>「メインメニュー」が表示されますので、右下枠内の「委任関係の確認・承認・解除」をクリックします。</p>																									
2	 <p>委任関係の確認・承認・解除 (未承認一覧)</p> <p>【未承認一覧】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>氏名</th> <th>届出番号</th> <th>届出日</th> <th>届出種別</th> <th>承認/拒否</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>山田太郎</td> <td>12345678901234</td> <td>2023/01/01</td> <td>所得税</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>田中花子</td> <td>98765432109876</td> <td>2023/01/02</td> <td>所得税</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>佐藤一郎</td> <td>56789012345678</td> <td>2023/01/03</td> <td>所得税</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>鈴木美咲</td> <td>34567890123456</td> <td>2023/01/04</td> <td>所得税</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> </tbody> </table> <p>実行</p>	氏名	届出番号	届出日	届出種別	承認/拒否	山田太郎	12345678901234	2023/01/01	所得税	<input type="checkbox"/>	田中花子	98765432109876	2023/01/02	所得税	<input type="checkbox"/>	佐藤一郎	56789012345678	2023/01/03	所得税	<input type="checkbox"/>	鈴木美咲	34567890123456	2023/01/04	所得税	<input type="checkbox"/>	<p>「委任関係の確認・承認・解除 (未承認一覧)」が表示されます。</p> <p>委任関係の承認を行う納税者に係る「承認」のチェックボックス (□) にチェック (☑) を入れた上、「実行」ボタンをクリックします。</p> <p>※ 委任関係を承認しない場合には、「否認」のチェックボックス (□) にチェック (☑) を入れた上、「実行」ボタンをクリックします。</p> <p>※ 「全て」のチェックボックス (□) にチェック (☑) を入れると、「承認」又は「否認」のチェックボックス (□) に一括でチェック (☑) を入れることができます。</p>
氏名	届出番号	届出日	届出種別	承認/拒否																							
山田太郎	12345678901234	2023/01/01	所得税	<input type="checkbox"/>																							
田中花子	98765432109876	2023/01/02	所得税	<input type="checkbox"/>																							
佐藤一郎	56789012345678	2023/01/03	所得税	<input type="checkbox"/>																							
鈴木美咲	34567890123456	2023/01/04	所得税	<input type="checkbox"/>																							
3	 <p>委任関係の更新確認</p> <p>委任関係の一覧を完了しました。</p> <p>戻る</p>	<p>「委任関係の更新確認」が表示され、実行結果が表示されます。</p> <p>また、当該税理士が委任関係を承認した納税者の e-Tax のメッセージボックスに「委任関係の承認完了通知」が格納されます。</p> <p>※ 「委任関係の承認完了通知」の閲覧には、電子証明書が必要です。</p>																									

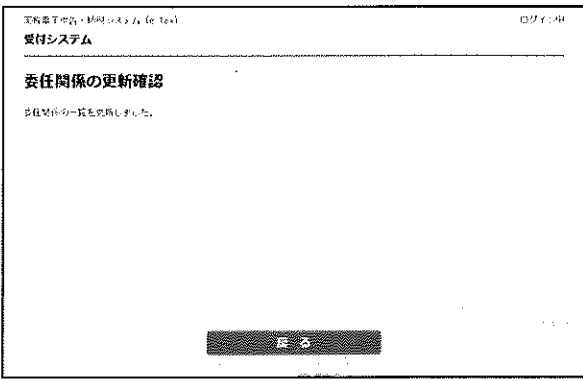
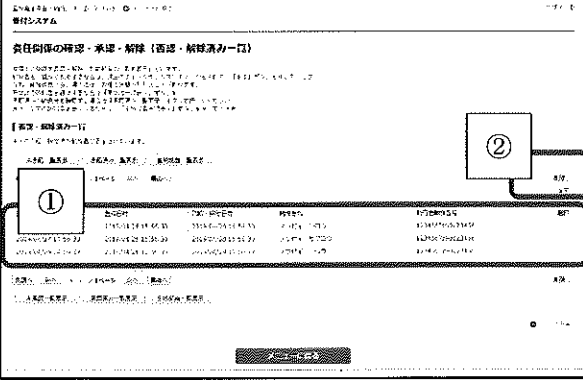
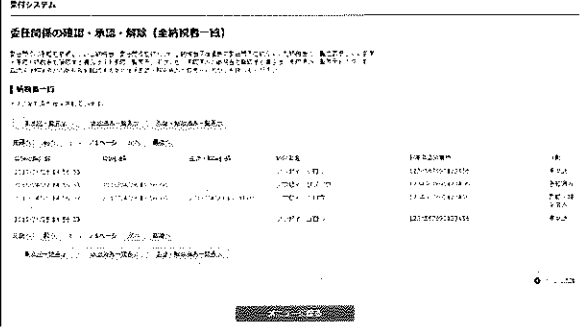
● 転送された「申告のお知らせ」を税理士の方が確認する方法

No.	画面イメージ	操作方法等
1		<p>税理士が自身の利用者識別番号及び暗証番号で e-Tax にログインします。</p> <p>「メインメニュー」が表示されますので、上段枠内のメッセージボックス一覧の「認証画面へ」ボタンをクリックします。</p>
2		<p>「マイナンバーカード以外の電子証明書をご利用になる場合はこちら」ボタンをクリックします。</p> <p>※ 以下、日税連発行の電子証明書を使用した場合の手順を説明します。</p>
3		<p>① 「カードタイプの電子証明書をご利用の場合」を選択します。</p> <p>② 認証局サービス名において、「日税連 税理士用電子証明書」を選択します。</p> <p>③ 「日税連 税理士用電子証明書」が選択されていることを確認し、「申請」ボタンをクリックします。</p> <p>④ 電子証明書のパスワード入力画面が表示されるので、パスワードを入力し、「OK」ボタンをクリックします。</p>

No.	画面イメージ	操作方法等
4		<p>「メッセージボックス一覧」が表示されます。</p> <p>毎年1月に納税者の e-Tax のメッセージボックスに「申告のお知らせ」を格納する際、委任関係の登録が完了していれば、委任関係が登録された税理士の e-Tax のメッセージボックスにも「申告のお知らせ」が転送されます。</p> <p>委任関係がある納税者の予定納税等を確認したい場合には、当該メッセージをクリックします。</p> <p>※ 納税者の e-Tax のメッセージボックスに「申告のお知らせ」が格納された後も、委任関係の登録を行えば、委任関係を登録した年において納税者の e-Tax のメッセージボックスに格納された「申告のお知らせ」が転送されます。</p>
5		<p>「メール詳細（申告のお知らせ）」が表示されます。</p> <p>「申告のお知らせ画面へ」ボタンをクリックすると、申告のお知らせの内容が確認できます。</p>
参考		<p>メッセージボックス閲覧申請を行った後、上記4の「メニューに戻る」ボタンをクリックすると、上記1とは異なる「メインメニュー」が表示されます。</p> <p>※ ログアウト等を行った後、再度税理士が自身の利用者識別番号及び暗証番号で e-Tax にログインした場合、「メインメニュー」は上記1の画面となります。</p>

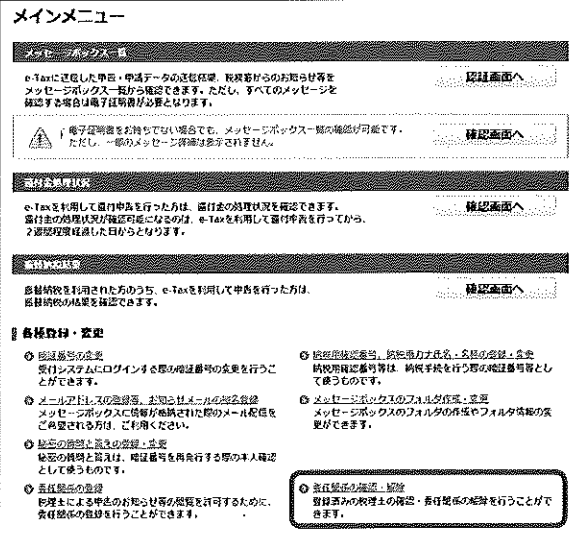
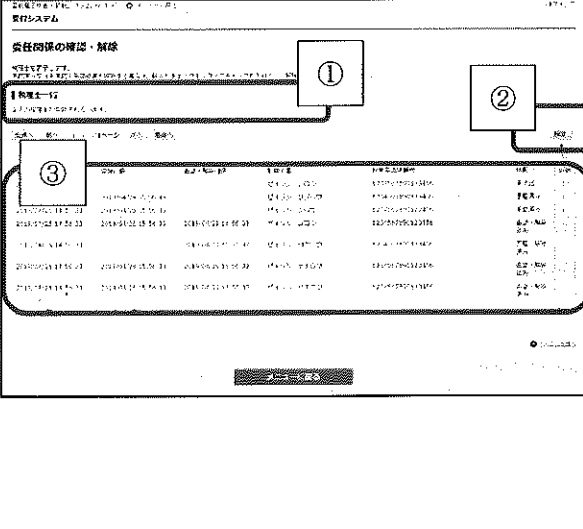
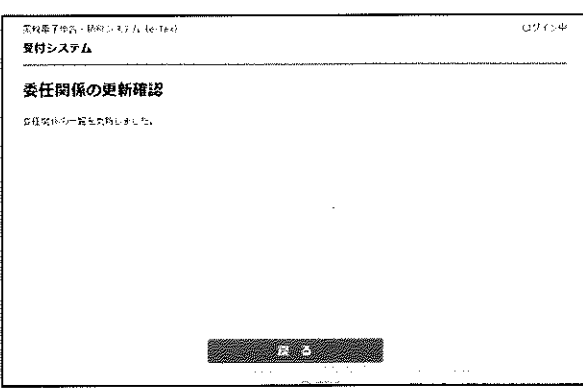
●委任関係の解除方法（税理士の方が行う場合）

No.	画面イメージ	操作方法等																									
1	<p>メインメニュー</p> <p>e-Taxにログインした申告・申請データの送信結果、税務部からのお知らせ等をメッセージボックス一括から確認できます。ただし、すべてのメッセージを確認する場合は必ずしも必要となります。</p> <p>電子証明書を保持していない場合でも、メッセージボックス一括の確認が可能です。ただし、一部のメッセージ詳細は表示されません。</p> <p>e-Taxを利用して申告を行った方は、届出金の処理状況を確認できます。届出金の処理状況が確認可能な方は、e-Taxを利用して届出申告を行ってから、2週間程度経過後の日からとなります。</p> <p>e-Taxを利用して申告を行った方は、届出納税の状況を確認できます。</p> <p>各種登録・変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 納税者基本情報 受付システムにログインする際の確認画面の更新を行うことができます。 ② メールアドレスの登録等、お申し込みメールの宛先を登録 メッセージボックスに届く届出納税のメール配信をご希望の方は、ご利用ください。 ③ 納税の承認と届出の登録・変更 届出の届出と届出は、届出番号を再発行する際の本人確認として必要となります。 ④ 届出番号の登録・変更 届出番号の登録・変更は、届出番号が登録されている納税者の確認・承認・解除を行います。 	<p>税理士が自身の利用者識別番号及び暗証番号で e-Tax にログインします。</p> <p>「メインメニュー」が表示されますので、右下枠内の「委任関係の確認・承認・解除」をクリックします。</p>																									
2	<p>委任関係の確認・承認・解除 (未承認一覧)</p> <p>承認済み一覧表示</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>届出番号</th> <th>届出種別</th> <th>届出日</th> <th>届出内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12345678901234</td> <td>所得税</td> <td>2023/01/15</td> <td>所得税</td> </tr> <tr> <td>23456789012345</td> <td>消費税</td> <td>2023/01/15</td> <td>消費税</td> </tr> <tr> <td>34567890123456</td> <td>法人税</td> <td>2023/01/15</td> <td>法人税</td> </tr> <tr> <td>45678901234567</td> <td>住民税</td> <td>2023/01/15</td> <td>住民税</td> </tr> </tbody> </table>	届出番号	届出種別	届出日	届出内容	12345678901234	所得税	2023/01/15	所得税	23456789012345	消費税	2023/01/15	消費税	34567890123456	法人税	2023/01/15	法人税	45678901234567	住民税	2023/01/15	住民税	<p>「委任関係の確認・承認・解除 (未承認一覧)」が表示されますので、左中段の「承認済み一覧表示」ボタンをクリックします。</p>					
届出番号	届出種別	届出日	届出内容																								
12345678901234	所得税	2023/01/15	所得税																								
23456789012345	消費税	2023/01/15	消費税																								
34567890123456	法人税	2023/01/15	法人税																								
45678901234567	住民税	2023/01/15	住民税																								
3	<p>委任関係の確認・承認・解除 (承認済み一覧)</p> <p>承認済み一覧表示</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>届出番号</th> <th>届出種別</th> <th>届出日</th> <th>届出内容</th> <th>承認状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12345678901234</td> <td>所得税</td> <td>2023/01/15</td> <td>所得税</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>23456789012345</td> <td>消費税</td> <td>2023/01/15</td> <td>消費税</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>34567890123456</td> <td>法人税</td> <td>2023/01/15</td> <td>法人税</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>45678901234567</td> <td>住民税</td> <td>2023/01/15</td> <td>住民税</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> </tbody> </table>	届出番号	届出種別	届出日	届出内容	承認状況	12345678901234	所得税	2023/01/15	所得税	<input type="checkbox"/>	23456789012345	消費税	2023/01/15	消費税	<input checked="" type="checkbox"/>	34567890123456	法人税	2023/01/15	法人税	<input type="checkbox"/>	45678901234567	住民税	2023/01/15	住民税	<input type="checkbox"/>	<p>① 「委任関係の確認・承認・解除 (承認済み一覧)」が表示され、画面の下段に委任関係を結んでいる納税者の一覧が表示されます。</p> <p>② 委任関係の解除に当たっては、該当のチェックボックス (□) にチェック (☑) を入れた上、「解除」ボタンをクリックします。</p>
届出番号	届出種別	届出日	届出内容	承認状況																							
12345678901234	所得税	2023/01/15	所得税	<input type="checkbox"/>																							
23456789012345	消費税	2023/01/15	消費税	<input checked="" type="checkbox"/>																							
34567890123456	法人税	2023/01/15	法人税	<input type="checkbox"/>																							
45678901234567	住民税	2023/01/15	住民税	<input type="checkbox"/>																							

No.	画面イメージ	操作方法等
4		<p>「委任関係の更新確認」が表示され、実行結果が表示されます。</p> <p>また、当該税理士が委任関係を解除した納税者の e-Tax のメッセージボックスに「委任関係の解除通知」が格納されます。</p> <p>※ 「委任関係の解除通知」の閲覧には、電子証明書が必要です。</p>
参考 1		<p>① 上記2の「否認・解除済み一覧表示」ボタンをクリックすると、「委任関係の確認・承認・解除 (否認・解除済み一覧)」が表示され、画面の下段に登録を否認・解除した納税者の一覧が表示されます。</p> <p>② 一覧から削除する場合は、該当のチェックボックス (□) にチェック (☑) を入れた上、「削除」ボタンをクリックします。</p>
参考 2		<p>上記2の「全納税者一覧表示」ボタンをクリックすると、「委任関係の確認・承認・解除 (全納税者一覧)」が表示され、画面の下段に未承認、承認済み、否認・解除済みの全ての納税者の一覧が表示されます。</p>

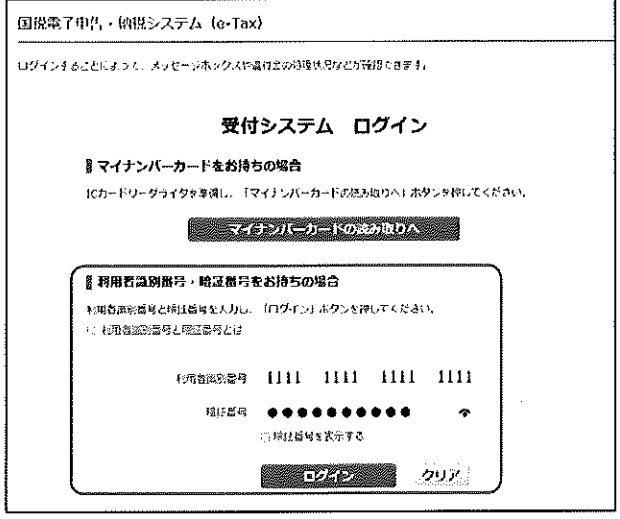
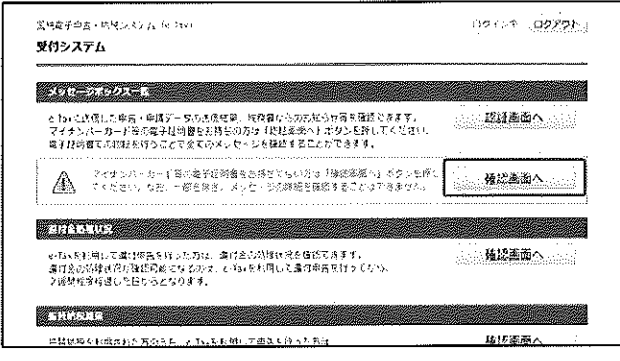
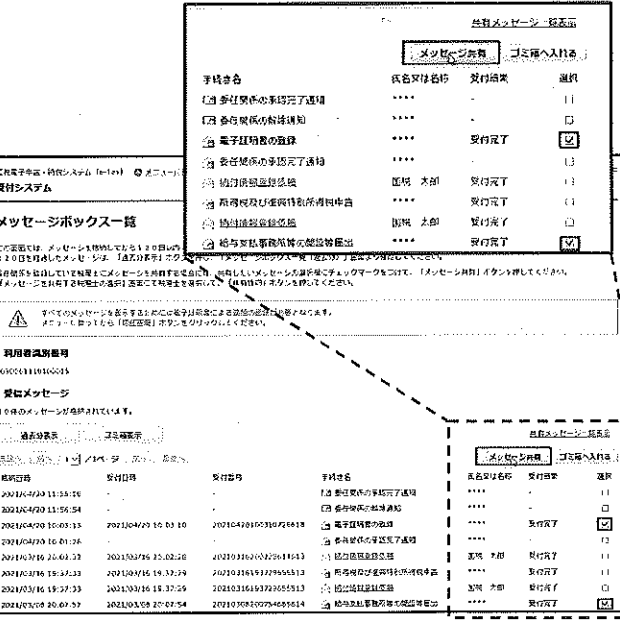
※ 転送設定を解除しない限り、転送が継続されますので、委任関係が終了した場合には、速やかに転送設定を解除してください。

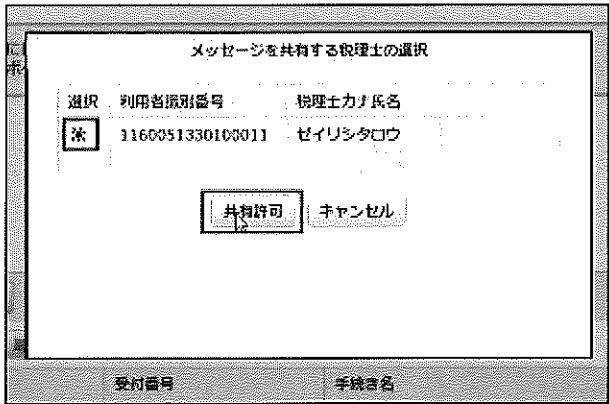
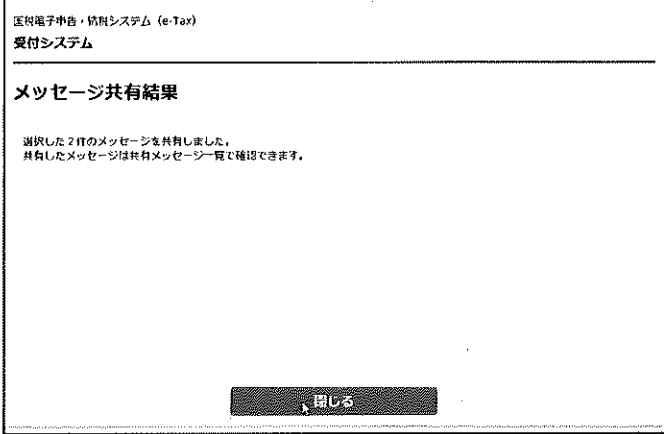
● 委任関係の解除方法（納税者の方が行う場合）

No.	画面イメージ	操作方法等																																																																		
1	 <p>メインメニュー</p> <p>メッセージボックスへ</p> <p>e-Taxにご登録した申告・申請データの送信履歴、税理者からのお知らせ等をメッセージボックス一括から確認できます。ただし、すべてのメッセージを確認する場合は電子証明書が必要となります。</p> <p>「電子証明書をお持ちでない場合でも、メッセージボックスへの確認が可能です。ただし、一部のメッセージ確認は表示されません。」</p> <p>委任関係の確認・解除</p> <p>e-Taxを利用して申告・申請を行った方は、委任先の処理状況を確認できます。委任先の処理状況が確認可能なものは、e-Taxを利用して委任申告を行ったから、2週間程度経過した日となります。</p> <p>委任関係の確認</p> <p>委任関係を解除された方の場合、e-Taxを利用して申告を行った方は、委任関係の確認はできません。</p> <p>各種操作・変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 委任関係の確認・解除 委任関係を解除する税理士は、納税者から行う際の確認番号として使うものです。 ② 委任関係の確認・解除 委任関係を解除する税理士は、納税者から行う際の確認番号として使うものです。 ③ 委任関係の確認・解除 委任関係を解除する税理士は、納税者から行う際の確認番号として使うものです。 	<p>納税者が自身の利用者識別番号及び暗証番号で e-Tax にログインします。</p> <p>「メインメニュー」が表示されますので、右下枠内の「委任関係の確認・解除」をクリックします。</p> <p>※ マイナンバーカード方式で e-Tax にログインした場合も、操作方法は同様です。</p>																																																																		
2	 <p>委任関係の確認・解除</p> <p>①</p> <p>②</p> <p>③</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>税理士名</th> <th>委任開始日</th> <th>委任終了日</th> <th>委任種別</th> <th>委任状況</th> <th>操作</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇</td> <td>2019/01/01</td> <td>2019/12/31</td> <td>申告・申請</td> <td>承認済</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇</td> <td>2019/01/01</td> <td>2019/12/31</td> <td>申告・申請</td> <td>承認済</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇</td> <td>2019/01/01</td> <td>2019/12/31</td> <td>申告・申請</td> <td>承認済</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇</td> <td>2019/01/01</td> <td>2019/12/31</td> <td>申告・申請</td> <td>承認済</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇</td> <td>2019/01/01</td> <td>2019/12/31</td> <td>申告・申請</td> <td>承認済</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇</td> <td>2019/01/01</td> <td>2019/12/31</td> <td>申告・申請</td> <td>承認済</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇</td> <td>2019/01/01</td> <td>2019/12/31</td> <td>申告・申請</td> <td>承認済</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇</td> <td>2019/01/01</td> <td>2019/12/31</td> <td>申告・申請</td> <td>承認済</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇</td> <td>2019/01/01</td> <td>2019/12/31</td> <td>申告・申請</td> <td>承認済</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇</td> <td>2019/01/01</td> <td>2019/12/31</td> <td>申告・申請</td> <td>承認済</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> </tbody> </table> <p>解除</p>	税理士名	委任開始日	委任終了日	委任種別	委任状況	操作	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	2019/01/01	2019/12/31	申告・申請	承認済	<input type="checkbox"/>	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	2019/01/01	2019/12/31	申告・申請	承認済	<input type="checkbox"/>	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	2019/01/01	2019/12/31	申告・申請	承認済	<input type="checkbox"/>	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	2019/01/01	2019/12/31	申告・申請	承認済	<input type="checkbox"/>	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	2019/01/01	2019/12/31	申告・申請	承認済	<input type="checkbox"/>	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	2019/01/01	2019/12/31	申告・申請	承認済	<input type="checkbox"/>	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	2019/01/01	2019/12/31	申告・申請	承認済	<input type="checkbox"/>	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	2019/01/01	2019/12/31	申告・申請	承認済	<input type="checkbox"/>	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	2019/01/01	2019/12/31	申告・申請	承認済	<input type="checkbox"/>	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	2019/01/01	2019/12/31	申告・申請	承認済	<input type="checkbox"/>	<p>① 「委任関係の確認・解除」が表示され、画面の上段に委任関係のある税理士の人数が表示されます。</p> <p>② 委任関係の解除に当たっては、委任関係を解除する税理士のチェックボックス (□) にチェック (☑) を入れた上、「解除」ボタンをクリックします。</p> <p>③ 画面の下段には、未承認、承認済み、否認・解除済みの税理士が表示されます。</p>
税理士名	委任開始日	委任終了日	委任種別	委任状況	操作																																																															
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	2019/01/01	2019/12/31	申告・申請	承認済	<input type="checkbox"/>																																																															
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	2019/01/01	2019/12/31	申告・申請	承認済	<input type="checkbox"/>																																																															
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	2019/01/01	2019/12/31	申告・申請	承認済	<input type="checkbox"/>																																																															
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	2019/01/01	2019/12/31	申告・申請	承認済	<input type="checkbox"/>																																																															
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	2019/01/01	2019/12/31	申告・申請	承認済	<input type="checkbox"/>																																																															
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	2019/01/01	2019/12/31	申告・申請	承認済	<input type="checkbox"/>																																																															
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	2019/01/01	2019/12/31	申告・申請	承認済	<input type="checkbox"/>																																																															
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	2019/01/01	2019/12/31	申告・申請	承認済	<input type="checkbox"/>																																																															
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	2019/01/01	2019/12/31	申告・申請	承認済	<input type="checkbox"/>																																																															
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	2019/01/01	2019/12/31	申告・申請	承認済	<input type="checkbox"/>																																																															
3	 <p>委任関係の更新確認</p> <p>委任関係を解除しました。</p> <p>戻る</p>	<p>「委任関係の更新確認」が表示され、実行結果が表示されます。</p> <p>また、当該納税者が委任関係を解除した税理士の e-Tax のメッセージボックスに「委任関係の解除通知」が格納されます。</p> <p>※ 「委任関係の解除通知」の閲覧には、電子証明書が必要です。</p>																																																																		

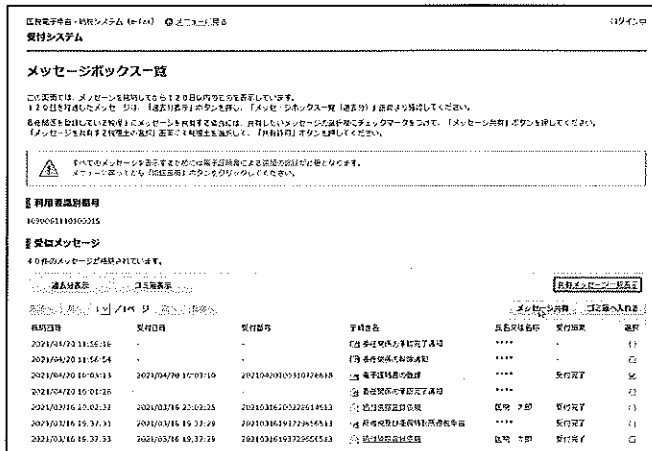
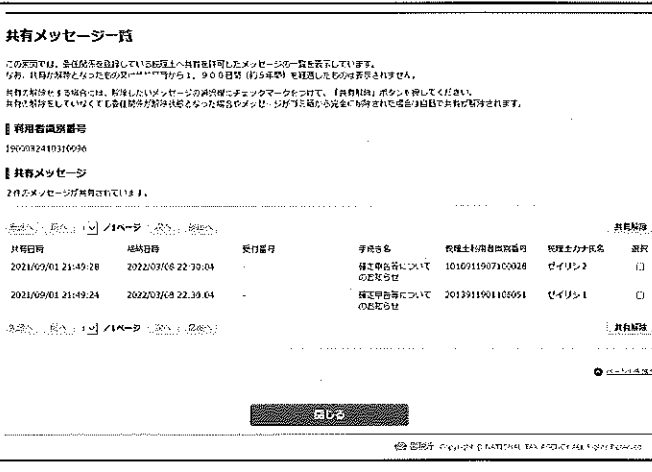
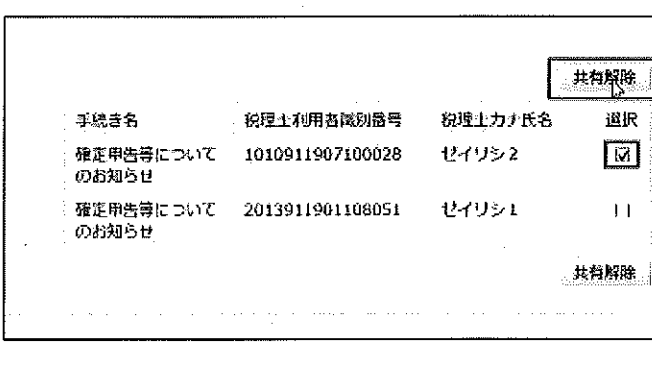
※ 転送設定を解除しない限り、転送が継続されますので、委任関係が終了した場合には、速やかに転送設定を解除してください。

●受信通知等の共有方法（個人・法人納税者操作）

□	画面イメージ	操作方法等
1		<p>「受付システム ログイン」画面で利用者識別番号及び暗証番号を入力し、「ログイン」ボタンをクリックします。</p> <p>(注意) 個人納税者の場合、マイナンバーカードによるログインも可能です。</p>
2		<p>「メッセージボックス一覧」の「確認画面へ」をクリックします。</p>
3		<p>メッセージボックス一覧画面で、共有したいメッセージを選択し、「メッセージ共有」ボタンをクリックします。</p> <p>(注意) 1度に共有できるメッセージは、50件までです。</p>

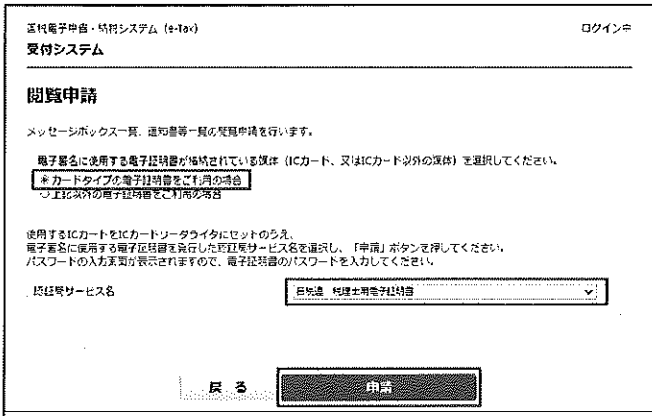
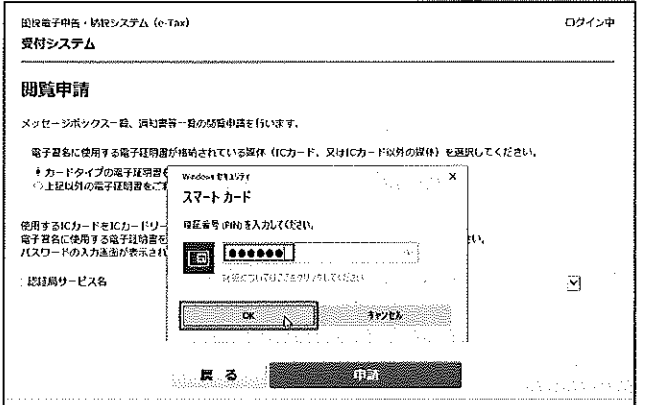
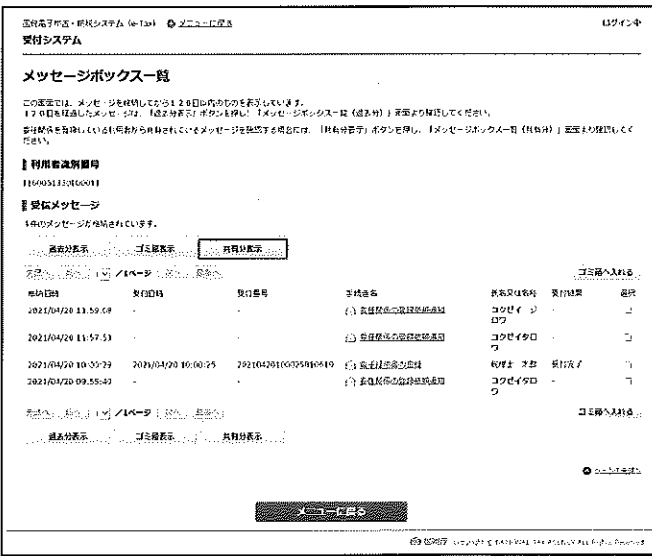
□	画面イメージ	操作方法等
4		<p>メッセージ共有する税理士を選択し、「共有許可」ボタンをクリックします。</p> <p>(注意)</p> <p>委任関係は最大3人の税理士と登録が可能であることから、左画面では最大3人の税理士が表示されますが、1度に選択できる税理士は1人のみです。</p>
5		<p>メッセージ共有が完了します。</p> <p>4で選択した税理士のメッセージボックスから「共有許可」したメッセージの閲覧が可能となります。</p>

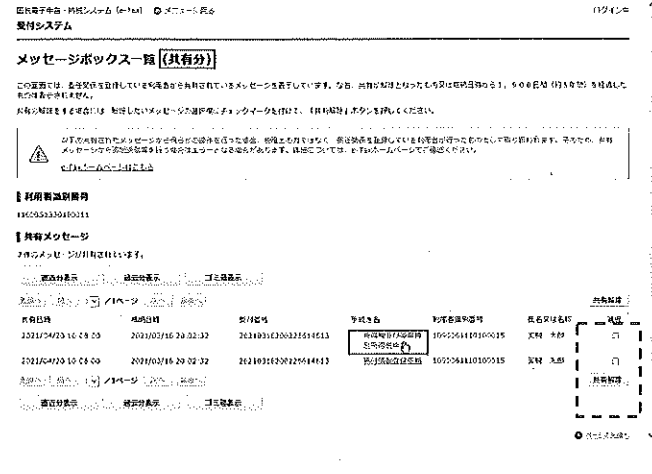
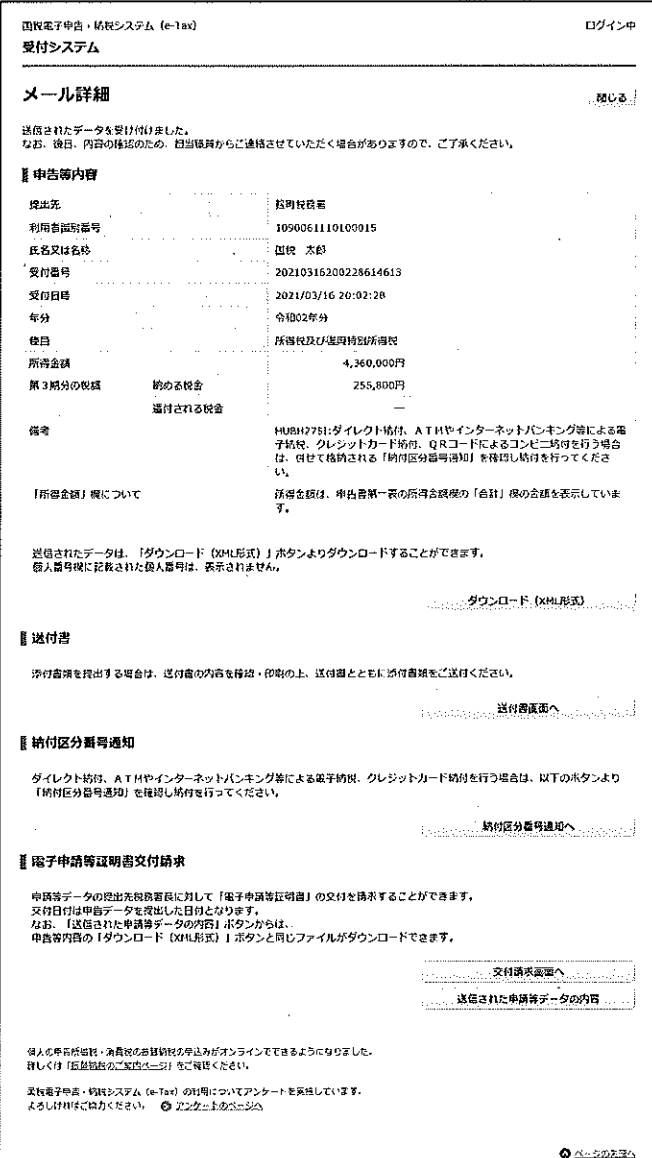
●メッセージ共有一覧の確認方法（個人・法人納税者操作）

□	画面イメージ	操作方法等												
1	 <p>画面イメージ</p>	<p>メッセージボックス一覧の「メッセージ共有一覧表示」をクリックします。</p>												
2	 <p>共有メッセージ一覧</p>	<p>メッセージ共有一覧から税理士と共有しているメッセージを確認することができます。</p>												
3	 <p>共有解除</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手続き名</th> <th>税理士利用者識別番号</th> <th>税理士カナ氏名</th> <th>選択</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>確定申告等についてのお知らせ</td> <td>1010911907100028</td> <td>ゼイリシ2</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>確定申告等についてのお知らせ</td> <td>2013911901108051</td> <td>ゼイリシ1</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> </tbody> </table> <p>共有解除</p>	手続き名	税理士利用者識別番号	税理士カナ氏名	選択	確定申告等についてのお知らせ	1010911907100028	ゼイリシ2	<input checked="" type="checkbox"/>	確定申告等についてのお知らせ	2013911901108051	ゼイリシ1	<input type="checkbox"/>	<p>メッセージを個別に選択し、「共有解除」ボタンをクリックすると、即時に共有が解除され、税理士から閲覧が不可となります。</p>
手続き名	税理士利用者識別番号	税理士カナ氏名	選択											
確定申告等についてのお知らせ	1010911907100028	ゼイリシ2	<input checked="" type="checkbox"/>											
確定申告等についてのお知らせ	2013911901108051	ゼイリシ1	<input type="checkbox"/>											

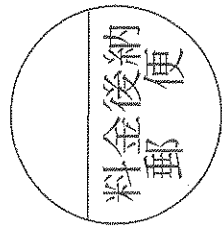
●共有された受信通知等の確認方法（税理士操作）

□	画面イメージ	操作方法等
1		<p>「受付システム ログイン」画面で利用者識別番号及び暗証番号を入力し、「ログイン」ボタンをクリックします。</p>
2		<p>「メッセージボックス一覧」の「認証画面へ」をクリックします。</p>
3		<p>「マイナンバーカード以外のカードタイプの電子証明書をご利用の場合」を選択し、「次へ」をクリックします。</p>

□	画面イメージ	操作方法等																																			
4	 <p>画面イメージ: 国税電子申告・納税システム (e-Tax) ログイン中 受付システム。閲覧申請のメッセージボックス一覧が表示され、「申請」ボタンが強調されている。</p>	<p>「カードタイプの電子証明書をご利用の場合」から「日税連 税理士用電子証明書」を選択し、「申請」をクリックします。</p> <p>画面に従い、電子署名を付与し、操作を進めてください。</p>																																			
5	 <p>画面イメージ: スマートカードのPIN入力画面。PIN入力欄と「OK」「キャンセル」ボタンが表示されている。</p>	<p>「カードタイプの電子証明書をご利用の場合」から「日税連 税理士用電子証明書」を選択し、「申請」をクリックします。</p> <p>画面に従い、電子署名を付与し、操作を進めてください。</p>																																			
6	 <p>画面イメージ: メッセージボックス一覧画面。共有分表示ボタンが強調されている。</p> <table border="1" data-bbox="225 1507 879 1664"> <thead> <tr> <th>受信日時</th> <th>送信日時</th> <th>受信番号</th> <th>送信番号</th> <th>宛先住所名</th> <th>実行結果</th> <th>選択</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2021/04/20 11:59:59</td> <td></td> <td></td> <td>(1)</td> <td>国税電子申告納税システム</td> <td>成功</td> <td>☑</td> </tr> <tr> <td>2021/04/20 11:57:53</td> <td></td> <td></td> <td>(2)</td> <td>国税電子申告納税システム</td> <td>成功</td> <td>☑</td> </tr> <tr> <td>2021/04/20 10:59:29</td> <td>2021/04/20 10:00:25</td> <td>20210420100000000000</td> <td>(3)</td> <td>国税電子申告納税システム</td> <td>成功</td> <td>☑</td> </tr> <tr> <td>2021/04/20 09:55:40</td> <td></td> <td></td> <td>(4)</td> <td>国税電子申告納税システム</td> <td>成功</td> <td>☑</td> </tr> </tbody> </table>	受信日時	送信日時	受信番号	送信番号	宛先住所名	実行結果	選択	2021/04/20 11:59:59			(1)	国税電子申告納税システム	成功	☑	2021/04/20 11:57:53			(2)	国税電子申告納税システム	成功	☑	2021/04/20 10:59:29	2021/04/20 10:00:25	20210420100000000000	(3)	国税電子申告納税システム	成功	☑	2021/04/20 09:55:40			(4)	国税電子申告納税システム	成功	☑	<p>メッセージボックス一覧が表示されましたら、「共有分表示」ボタンをクリックします。</p>
受信日時	送信日時	受信番号	送信番号	宛先住所名	実行結果	選択																															
2021/04/20 11:59:59			(1)	国税電子申告納税システム	成功	☑																															
2021/04/20 11:57:53			(2)	国税電子申告納税システム	成功	☑																															
2021/04/20 10:59:29	2021/04/20 10:00:25	20210420100000000000	(3)	国税電子申告納税システム	成功	☑																															
2021/04/20 09:55:40			(4)	国税電子申告納税システム	成功	☑																															

□	画面イメージ	操作方法等
7		<p>メッセージボックス一覧(共有分)に画面が切り替わりますので、参照したいメッセージをクリックします。</p> <p>(参考) メッセージを個別に選択し、「共有解除」ボタンをクリックすると、即時に共有が解除され、税理士から閲覧が不可となります。</p>
8		<p>共有されたメッセージを参照することができます。</p>

<表面>



郵便はがき

□	□	□	□	□	□
---	---	---	---	---	---

殿

(整理番号)

埼玉県 熊谷市仲町 4 1

熊谷 税務署長

期 間	令和 3 年 3 月 6 日 から 令和 3 年 6 月 まで
納付期限	令和 3 年 7 月 12 日 限

連絡先 熊谷 税務署

担当部署 法人課税第 1 部門

電 話 048-521-2905 (内線 59) (源泉所得税担当)

この電話番号は電話がながると自動音声案内が流れますので「2」をお選びください。

この郵便物についての照会等は、上記税務署担当部署へお願いします。

<裏面>

源泉所得税及び復興特別所得税の納付期限のお知らせ

所得税の源泉徴収事務につきましては、日頃から格別のご協力をいただきありがとうございます。

さて、貴社（あなた）が、表記の「期間」内に支払った給与や退職手当、税理士等の報酬などから源泉徴収した所得税及び復興特別所得税の納付期限が近づいてまいりました。

表記の「納付期限」までにお忘れなく納付されますようお願い申し上げます。

◎ 納付税額がない場合でも、所得税徴収高計算書（納付書）は、税務署へ提出してください。

◎ 納付期限までに納付がない場合には、加算税や延滞税を負担しなければなりません。

◎ 税務署での面接による相談は、原則として「事前予約制」としております。

◎ 既に納付済みの方につきましては、このお知らせが送付された場合には、行き違いになったものと思われまので、ご了承ください。

◎ この文書は、行政指導として送付しているものであり、その責任者は、表記の税務署長です。

源泉所得税及び復興特別所得税の納付は、国税電子申告・納税システム（e-Tax）が便利です。詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

個人の方が土地・建物等や株式等を譲渡した場合の

令和3年度 税制改正のあらまし

このリーフレットは、令和3年3月31日付で公布された「所得税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第11号）」等の主な改正の概要を掲載しています。

【土地・建物等を譲渡した場合の特例についての改正（主なもの）】

1 マンション敷地売却事業等に係る譲渡所得に関する改正

- (1) 「優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例」の適用対象となるマンション敷地売却事業について、その認定買受計画に、決議特定要除却認定マンション（改正前：決議要除却認定マンション）を除却した後の土地に新たに建築される一定のマンションに関する事項等の記載があるマンション敷地売却事業とすることとされました（措法31の2⑩）。
- (2) 「換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例」の適用対象に、マンションの建替え等の円滑化に関する法律の敷地分割事業が実施された場合においてその資産に係る敷地権利変換により除却敷地持分等を取得したときが追加されました（措法33の3⑧、措令22の3⑩）。
- (3) 「特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の1,500万円特別控除」の適用対象となるマンション敷地売却事業について、通行障害既存耐震不適合建築物に該当する決議特定要除却認定マンション（改正前：決議要除却認定マンション）の敷地の用に供されている土地等につき実施されたマンション敷地売却事業とすることとされました（措法34の2②二十二の二）。

- (4) 「相続財産に係る譲渡所得の課税の特例」の適用対象となる相続財産に、相続財産につき上記(2)の課税の特例の適用を受けた場合におけるその敷地権利変換により取得した除却敷地持分等が追加されました（措法39⑦）。

《適用時期》上記(1)及び(3)の改正は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律（令和2年法律第62号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に行う土地等の譲渡について適用されます。

上記(2)及び(4)の改正は、同法の施行の日以後に行う資産の譲渡について適用されます。

2 土地・建物等の譲渡に関するその他の改正

- (1) 「特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の1,500万円特別控除」の適用対象となる特定の民間住宅地造成事業のための土地等の譲渡について、次の見直しが行われた上、その適用期限が令和5年12月31日まで3年延長されました（措法34の2②三、措令22の8④～⑥、措規17の2①三、②③）。

イ 適用対象から開発許可を受けて行われる一団の宅地造成事業に係る土地等の譲渡が除外されました。

ロ 適用対象となる土地区画整理事業として行われる一団の宅地造成事業に係る土地等の譲渡について、施行地区の全部が市街化区域に含まれる土地区画整理事業として行われる一団の宅地造成事業に係る土地等の譲渡に限定されました。

- (2) 「特定の事業用資産の買換えの場合等の譲渡所得の課税の特例」の適用対象から、過疎地域の外から内への買換え及び防災再開発促進地区内にある土地等の買換えが除外されました（旧措法37①表三、五、37の2、37の4）。

《適用時期》上記(1)の改正は、令和3年4月1日以後に行う土地等の譲渡について適用され、同日前に行った土地等の譲渡については、従前のおりとなります。

上記(2)の改正は、令和3年4月1日以前に行った譲渡資産の譲渡については、従前のおりとなります。

【税法以外の法令の改正により譲渡所得の特例の適用対象となるもの（主なもの）】

- 1 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年4月1日現在未成立）により、次のとおり特例が拡充されました。

- (1) 一団地の都市安全確保拠点施設が都市施設に追加された後の都市計画事業により土地等が買い取られる場合について、引き続き「収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例」等の対象とされました（措法33①、33の4①）。

- (2) 浸水被害防止区域等が追加等された後の移転促進区域内にある農地等が集団移転促進事業計画に基づき地方公共団体に買い取られる場合について、引き続き「特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の2,000万円特別控除」の対象とされました（措法34②六）。

- 2 強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和2年法律第49号）により、土地収用法及び大深度地下の公共的使用に関する特別措置法の対象となる事業に配電事業が追加された後も引



令和3年5月
税務署 この社会あなたの税がいきている

リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

【税法以外の法令の改正により譲渡所得の特例の適用対象となるもの（主なもの）】（続き）

き続き、土地収用法の規定に基づいて収用され、補償金を取得する場合及び大深度地下の公共的使用に関する特別措置法の使用の認可に関する処分に伴い一定の補償金を取得する場合等について、「収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例」等の対象とされました（措法33①、33の4①）。

また、「収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例」等に係る簡易証明制度の対象に、配電事業の用に供するために設置される送電施設又は一定の変電施設に関する事業に必要な土地等が追加されました（措規14⑤三イ）。

- 3 復興庁設置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第46号）により、福島県知事が作成できることとされた農用地利用集積等促進計画の定めるところにより農地中間管理機構が行う農地売買等事業のために農地等を譲渡した場合について、「農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の800万円特別控除」の対象とすることとされました（措法34の3②一、措令22の9①、措規18④四イ）。

《適用時期》上記2の改正は、令和4年4月1日以後に行う資産の譲渡について適用されます。

【株式等を譲渡した場合の特例等についての改正（主なもの）】

1 特定口座制度に関する改正

- (1) 源泉徴収選択口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡等（国外転出時課税制度の適用を受けるものを除き、以下「対象譲渡等」といいます。）による事業所得の金額又は雑所得の金額の計算上、その源泉徴収選択口座を開設している金融商品取引業者等に支払う投資一任契約に係る費用を必要経費に算入できることとされました。

具体的には、その年中に行われた対象譲渡等について、金融商品取引法に規定する投資一任契約に基づき、源泉徴収選択口座を開設している金融商品取引業者等に支払うべき費用の額のうちその対象譲渡等に係る事業所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入されるべき一定の金額がある場合には、その金額（その金額がその源泉徴収選択口座においてその年最後に行われた対象譲渡等に係る源泉徴収口座内通算所得金額を超える場合には、その超える部分の金額を控除した金額）の15%相当額の所得税が還付されることとされました（措法37の11の4③、措令25の10の11⑥）。

- (2) 「特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例」の適用対象から、「特定保有株式」が除外されました（措法37の11の2①）。

《適用時期》上記(1)の改正は、令和4年1月1日以後に行われる対象譲渡等について適用されます。

上記(2)の改正は、令和3年分以後の所得税について適用されます。

2 株式等の譲渡に関するその他の改正

- (1) 会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）において株式交付制度が創設されたことに伴い、個人が、その有する株式（以下「所有株式」といいます。）を発行した法人を株式交付子会社（被買収会社）とする株式交付によりその所有株式の譲渡をし、その株式交付に係る株式交付親会社（買収会社）の株式の交付を受けた場合（交付を受けたその株式交付親会社の株式の価額が交付を受けた金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額のうち占める割合が80%に満たない場合を除きます。）におけるその所有株式の譲渡については、その譲渡がなかったものとみなすこととされました（措法37の13の3）。

なお、その株式交付により株式交付親会社の株式以外の資産の交付を受けた場合には、その所有株式の譲渡のうち、株式交付親会社の株式に対応する部分の譲渡がなかったものとみなされます。

- (2) 一般株式等に係る譲渡所得等の収入金額とみなされる金額から、同族会社が発行した社債の元本の償還により交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額で、その償還の日において、その同族会社の判定の基礎となる株主である法人と特殊の関係のある個人及びその親族等が交付を受けるものが除外され、これを総合課税の対象とすることとされました（措法37の10③八、措令25の8⑩、措規18の9①）。

- (3) 「特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等」、「特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等」及び「特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例」について、適用対象となる沖縄振興特別措置法の指定会社に係る同法の規定に基づく指定期限が令和4年3月31日まで1年延長されました（措法37の13①三、37の13の2、41の19①三）。

- (4) 「特別事業再編を行う法人の株式を対価とする株式等の譲渡に係る譲渡所得等の課税の特例」が廃止されました（旧措法37の13の3）。

《適用時期》上記(1)の改正は、令和3年4月1日以後に行われる株式交付について適用されます。

上記(2)の改正は、令和3年4月1日以後に交付を受けるべき金銭又は金銭以外の資産について適用され、同日前に交付を受けるべき金銭又は金銭以外の資産については、従前のおりとなります。

上記(4)の改正は、令和3年4月1日前に認定を受けた特別事業再編計画に係る特別事業再編による株式等の譲渡については、従前のおりとなります。

○ このリーフレットは、令和3年4月1日現在の法令に基づき作成しています。

○ 国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】では、確定申告に関する情報やタックスアンサー（よくある税の質問）を提供しておりますので、是非ご利用ください。

県税事務所別電子申告利用率

	令和2年度（3年3月31日現在）		
	全申告件数	電子申告による 申告件数	利用率
さいたま	40,141	29,033	72.33%
川口	31,392	22,006	70.10%
川越	19,772	14,153	71.58%
飯能	8,245	5,716	69.33%
東松山	5,598	4,094	73.13%
秩父	2,831	2,023	71.46%
本庄	3,735	2,538	67.95%
熊谷	10,246	7,214	70.41%
行田	6,408	4,589	71.61%
春日部	17,545	12,256	69.85%
越谷	29,674	20,712	69.80%
朝霞	12,754	8,733	68.47%
所沢	12,502	8,595	68.75%
上尾	11,434	7,591	66.39%
全県	212,277	149,253	70.31%

※ この集計表は、総務省自治税務局企画課「電子申告等の利用率等の調べ等について(照会)」の調査要件(重複データ・不受理データ等審査済みとせず、課税に使用しなかったデータを除く。)と合わせて、県税務システムデータにより算出しています。(利用者からeLTAXに送信された総件数を集計したものの利用率とは一致しないことに留意してください。)

令和3年6月17日

会員各位

関東信越税理士会熊谷支部
支部長 中野敦夫
副支部長 中村武司
次期地域長 福島泰彦
研修部長 森戸裕

税理士会36時間規定研修

令和3年度例会時熊谷支部研修会のご案内

拝啓 初夏の候、会員の先生方におかれましてはいかがお過ごしでしょうか。
さて、下記の要領にて支部研修会を開催いたします。何かとお忙しいこととは存じますが、多くの会員の皆様にご出席頂けますよう宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

日時 令和3年8月10日(木) 午後2時00分～4時00分
場所 ホテルガーデンパレス
内容 「令和3年度 税制改正」
講師 本庄支部 松本純一先生
対象 税理士会会員
バス 午後1時40分に熊谷駅南口よりバスが発進します

単位 2単位

※研修資料は8月初旬に支部ホームページに掲載いたしますので、各自ダウンロードしてお持ちください

7月26日(月)までに支部事務局宛にお申し込み下さい。

FAX 048-521-9612

令和3年8月10日の支部研修会出席人数は

会員 _____

会員 _____

会員 _____

会員 _____

会 員 各 位

関東信越税理士会熊谷支部
支部長 中野敦夫

国税庁からのお知らせについて

日頃は支部の会務運営にご協力をいただき誠にありがとうございます。

以下の内容につきまして有用な情報であることから、会員の皆様にお知らせいたします。

なお、以下の情報については本会ホームページの会員向けトピックス掲載がございます。

(国税庁)

1. e-Taxの委任関係の登録拡大とメッセージの共有について

国税庁では、国税電子申告・納税システム(e-Tax)のシステム改修を行い、平成31年1月から個人納税者に限って、e-Tax上で税理士と委任関係の登録が可能となりましたが、令和3年5月からは、法人納税者についても税理士と委任関係の登録が可能となるよう機能を改善しました。

また、納税者が自己のメッセージボックスに格納された受信通知等について、委任関係を登録した税理士へ「メッセージの共有」をすることが可能となり、税理士のメッセージボックスにおいて「共有」されたメッセージを閲覧することが可能となりました。委任関係の登録及びメッセージ共有の流れについては、以下のURLからご確認ください。

● 委任関係の登録について (国税庁)

https://www.e-tax.nta.go.jp/uketsuke/delegation_relationships.htm

2. 法人番号利活用リーフレット等による法人番号制度の広報について

国税庁では令和3年2月15日以後、国税庁法人番号公表サイトにおけるデータ更新回数を変更し、法人番号の指定を受けた法人等の基本3情報(1.商号又は名称、2.本店又は主たる事務所の所在地及び3.法人番号)の公表を早めたことなどを踏まえ、法人番号利活用リーフレットを改訂しました。詳細については以下のリーフレットをご確認ください。

● 法人番号利活用リーフレット (国税庁)

https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/setsumei/pamphlet/images/houjinbangou_use_pamphlet.pdf

3. インボイス制度特設サイトのリニューアル等について

標記について、国税庁ホームページのインボイス制度特設サイトのデザインをリニューアルし、インボイス制度に関する情報をより見やすく、分かりやすくしました。詳細については以下のインボイス制度特設サイトをご確認ください。

● 国税庁ホームページ〈インボイス制度特設サイト〉

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>

4. 「記帳のしかた」の説明動画の掲載について

国税庁では、例年、新規開業者等に対して開催されている記帳開始説明会について、新型コロナウイルス感染症の影響により本年度の実施が未定となっているため、説明動画「記帳のしかた(概要編・白色申告編・青色申告編・消費税編)」をYouTubeに掲載しました。詳細は下記URLからご確認ください。

● YouTube 国税庁動画チャンネル

<https://www.youtube.com/user/ntachannel>

(中小企業庁)

5. 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響緩和に係る月次支援金における事前確認について

中小企業庁では2021年4月以降に実施される緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う、「飲食店の休業・時短営業」や「外出自粛等」の影響により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等に、緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響緩和に係る月次支援金を給付することとなりました。詳細は以下からご確認ください。

● 関東信越税理士会ホームページ(税理士会会員向けトピックス)

<http://www.kzei.or.jp/news/zeirishi/2021/06/03-105500.html>

(日本政策金融公庫)

6. 日本政策金融公庫における「インターネット申込サポートガイド」の作成について

日本政策金融公庫では、インターネット申込を関与先の事業者が利用する際、税理士が指導できるよう「インターネット申込サポートガイド」を作成しました。詳細は以下からご確認ください。

● 関東信越税理士会ホームページ(税理士会会員向けトピックス)

<http://www.kzei.or.jp/news/zeirishi/2021/06/03-105000.html>

令和2年度 収支決算書

(2年4月1日～3年3月31日)

地域： 熊谷 地域

(単位：円)

項 目		決算額	
収益の部	組合交付金収入 (地域活動費)	490,000	
	福利厚生事業収入	4,000	
	全税共事業収入	190,000	
	福祉共済事業収入	89,500	
	共催事業収入	300,000	
	雑収入	6	
	前期繰越	128,595	
	合 計	1,202,101	
支出の部	事業費	総務部門	
		経理部門	
		購買部門	
		福利厚生部門	
		金融部門	
		教育情報部門	300,000
		全税共部門	
		広報部門	
		福祉共済部門	
		その他の事業費	
		(1)コロナ対策物品購入費	391,552
		(2)	
	小 計	691,552	
	会議費	総会費	
		役員会議費	
		諸会議費	
		小 計	
	事務局費	466,113	
	臨時支出 ()		
	小 計	466,113	
	合 計	1,157,665	
	次期繰越金	44,436	

上記のとおり相違ないことを確認致しました。

〇 年 〇 月 〇 日

監事：

石井豊仁 印

決算報告書

自 令和 2 年 4 月 1 日
至 令和 3 年 3 月 31 日

有限会社 熊谷税務指導センター

埼玉県熊谷市宮町2丁目144番地

貸借対照表

有限会社 熊谷税務指導センター

令和 3年 3月31日 現在

単位：円

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	【 8,727,186】	【流動負債】	【 13,413,200】
現金及び預金	8,677,591	未払法人税等	113,200
立替金	49,595	預り金	13,300,000
【固定資産】	【 5,302,611】	負債合計	13,413,200
(有形固定資産)	(3,470,333)		
建物	1,711,332		
工具器具備品	1		
土地	1,759,000		
(投資その他の資産)	(1,832,278)		
積立金	1,832,278		
		純資産の部	
		【株主資本】	【 616,597】
		資本金	3,000,000
		(利益剰余金)	(Δ2,383,403)
		その他利益剰余金	Δ2,383,403
		繰越利益剰余金	Δ2,383,403
		純資産合計	616,597
資産合計	14,029,797	負債・純資産合計	14,029,797

損益計算書

有限会社 熊谷税務指導センター

自 令和 2年 4月 1日

至 令和 3年 3月31日

単位：円

科 目	金 額
【売 上 高】	
売 上 高	420,000
売 上 総 利 益 金 額	420,000
【販売費及び一般管理費】	215,558
営 業 利 益 金 額	204,442
【営 業 外 収 益】	
受 取 利 息	403
経 常 利 益 金 額	204,845
税引前当期純利益金額	204,845
法人税、住民税及び事業税	113,200
当 期 純 利 益 金 額	91,645

販売費及び一般管理費

有限会社 熊谷税務指導センター

自 令和 2年 4月 1日

至 令和 3年 3月31日

単位：円

科 目	金 額
減 価 償 却 費	80,638
租 税 公 課	45,800
諸 会 費	5,000
管 理 費	82,800
雑 費	1,320
合 計	215,558

株主資本等変動計算書

有限会社 熊谷税務指導センター

自 令和 2年 4月 1日

至 令和 3年 3月31日

単位：円

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金		利益剰余金合計	株主資本合計	
		その他利益剰余金	繰越利益剰余金			
		繰越利益剰余金				
当期首残高	3,000,000	△2,475,048	△2,475,048	△2,475,048	524,952	
当期変動額						
当期純利益		91,645	91,645	91,645	91,645	
当期変動額合計	-	91,645	91,645	91,645	91,645	
当期末残高	3,000,000	△2,383,403	△2,383,403	616,597	616,597	

個別注記表

有限会社 熊谷税務指導センター

自 令和 2年 4月 1日

至 令和 3年 3月31日

重要な会計方針に係る事項に関する注記

固定資産の減価償却の方法

- ①有形固定資産 定率法を採用しています。
- ②無形固定資産 定額法を採用しています。

その他

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

株主資本等変動計算書に関する注記

発行済株式の種類及び総数に関する事項

前期末株式数（発行済普通株式）	300株
当期増加株式数（発行済普通株式）	
当期減少株式数（発行済普通株式）	
当期末株式数（発行済普通株式）	300株
前期末株式数（発行済優先株式）	
当期増加株式数（発行済優先株式）	
当期減少株式数（発行済優先株式）	
当期末株式数（発行済優先株式）	